平成25年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁）

<table>
<tr><td>制　度　名</td><td colspan="3">Ｊリート及びＳＰＣに係る登録免許税の特例措置の延長</td></tr>
<tr><td>税　　目</td><td colspan="3">登録免許税</td></tr>
<tr><td>要望の内容</td><td colspan="3">特定目的会社・投資法人等が、資産流動化計画に基づき特定不動産等を取得した場合の移転登記に対する登録免許税の軽減措置を延長すること。

平年度の減収見込額（制度自体の減収額）　—　百万円（▲400百万円）</td></tr>
<tr><td>新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td colspan="3">⑴　政策目的
不動産証券化市場の発展を促し、我が国の市場機能の強化のための制度・環境を整備すること。

⑵　施策の必要性
特定目的会社・投資法人等は、これまで多くの不動産流動化に活用され不動産証券化市場の拡大に大きく貢献してきたところである。
不動産証券化市場の健全な発展を図るためには、特定目的会社等に係る登録免許税の特例措置を延長し、特定目的会社等の不動産取得に係るコストを低減することが必要である。</td></tr>
</table>

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－２　市場機能の強化のための制度・環境整備
		政策の達成目標	不動産証券化市場に厚みを持たせることにより、ファイナンスの多様化を図り、市場機能の強化のための制度・環境を整備すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	適用期限の 2 年間延長を要望（平成 27 年 3 月 31 日まで）。
		同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）
		政策目標の達成状況	平成 23 年度の不動産証券化の実績は、約 2.3 兆円となり、平成 19 年度の約 8.9 兆円から大幅に減少している。
	有効性	要望の措置の適用見込み	特定目的会社、投資法人等を利用した不動産の証券化が促進される。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	不動産証券化市場の発展を促し、我が国の市場機能の強化のための制度・環境が整備される。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	特定目的会社等による不動産取得に係る不動産取得税の軽減措置（地方税法附則第 11 条）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
		要望の措置の妥当性	不動産証券化市場の発展を促し、我が国の市場機能の強化のための制度・環境が整備される。

<table>
<tr><td rowspan="4">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</td><td>租税特別措置の適用実績</td><td>特定目的会社等が取得した不動産の実績
H21 年度　0.4 兆円
H22 年度　0.4 兆円
H23 年度　0.4 兆円</td></tr>
<tr><td>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</td><td>不動産証券化市場の発展を促し、我が国の市場機能の強化のための制度・環境が整備される。</td></tr>
<tr><td>前回要望時の達成目標</td><td>不動産証券化市場の発展を促し、我が国金融・資本市場の競争力の強化を図ること</td></tr>
<tr><td>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</td><td>資金調達環境の悪化により、不動産の証券化が急減したため。</td></tr>
<tr><td colspan="2">これまでの要望経緯</td><td>平成 13 年度要望（新設）
平成 16 年度要望（延長）
平成 18 年度要望（延長）
平成 20 年度要望（延長）
平成 22 年度要望（延長）</td></tr>
</table>